

# 【杉並区】返礼品提供事業者の要件

**返礼品提供事業者は、次の要件を全て満たすものとする。**

- (1) 原則として、本社、支店、事業所、店舗等又は返礼品の役務（サービス）提供場所が区内にある法人、団体又は個人事業主であること。
- (2) 各種法令例規等に沿った生産、製造、販売又はサービスの提供等を行っていること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業又はこれらに類する営業ではないこと。
- (4) 税の滞納がないこと。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により、更生又は再生手続を行った場合等、客観的に経営不振の状態に陥っていることが明らかである状態）に陥っていないこと。
- (6) 返礼品提供事業者又は当該事業者の役員若しくは使用人、当該事業者の経営に実質的に関与する者が、杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）別表に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (7) 原則、インターネット及び電子メールを使用できる環境を有し、区がふるさと納税業務の一部を委託している事業者（以下「中間事業者」という。）が提供するシステム（以下「管理システム」という。）を利用した受注管理が可能であること。
- (8) 管理システムを使用するパソコンは、最新のソフトウェアにバージョンアップを行い、セキュリティソフトを入れるなどのセキュリティ対策を講じていること。

# 【杉並区】返礼品の要件

返礼品は、原則として次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- ア 次の（ア）又は（イ）のいずれかであること。
- （ア） 区内の障害者施設で製作する品物であること。
- （イ） 「区の魅力発信」や「来街者の増加につながるなどの地域経済の活性化」に寄与する返礼品（体験型を含む。）であること。なお、物品型返礼品の場合については、区が指定・用意する小冊子等を同梱するとともに、返礼品の名称に区内地域名等（ポータルサイトへの掲載時）を必ず入れること。
- 【例】「荻窪ラーメン〇〇（店名）」「杉並グルメ●●（品名）」「品名（阿佐ヶ谷）」「品名（杉並区アニメ産業）」など
- イ 国が定める**地場産品基準等※**に適合するものであること。
- ウ 公序良俗に反するものでないこと。また、特定の宗教・宗派や思想・信条等に関わるものでないことのほか、科学的根拠のない効果・効能を謳うものでないこと。
- エ 個人の趣味、特技により私的に生産、販売又は提供されるものでないこと。
- オ 返礼品提供事業者以外の第三者が著作権その他の権利を有する場合にあっては、杉並区の返礼品として提供することについて、当該権利者の許諾を得ていること。
- カ 品質及び数量において安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定、数量限定で供給するものは除く。
- キ 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること。
- ク 食料品又は飲料品の場合にあっては、寄附者に到着後、一定期間の消費期限、賞味期限を有しているものであること。
- ケ 物品以外の役務の提供（サービスの提供）の場合は、一定の利用期間を設けること。ただし、日時が指定されている場合はこの限りではない。
- コ 物品以外の役務の提供（サービスの提供）の場合は、寄附者と利用に係る調整を行うことができる予約等の体制があること。
- サ イベント等の参加の権利等の場合は、当該イベント等が中止となったときの取扱い等について、あらかじめ区と協議を行うこと。
- シ 利用券等のチケットを発券する場合にあっては、転売や譲渡の防止に係る対策を講ずること。
- ス 物品以外の役務の提供（サービスの提供）の場合にあっては、チェーン店やフランチャイズ店等、全国各地で同様の店舗又は施設により、同様のサービスの提供を行うことを目的としたものでないこと。
- セ 地場産品基準3号（イ・ロを含む）に該当する返礼品（杉並区内で製造・加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの）については、以下（ア）（イ）の要件をいずれも満たすこと。
- （ア）以下の算式による杉並区内において生じた価値の割合が50%を超えること。

算式： $(A - B) / A$

A: 区が返礼品提供事業者に支払う返礼品の調達費用

B: 当該返礼品の製造・販売等のために杉並区外で生じた費用

- （イ）令和8年度以降、国の定める様式により、区ホームページにて以下の情報を公開することに同意できること。
- 区が返礼品提供事業者に支払う返礼品の調達費用
  - 返礼品の一般販売価格
  - 返礼品の製造・加工地（〇〇国、〇〇市、等）
  - （ア）の算式による杉並区内において生じた価値の割合

【※国が、全国一律に適用される要件として定めている基準等は、主に以下のとおりです】

- 平成31年総務省告示第179号「地場産品基準」（令和7年6月24日最終改正）
  - ふるさと納税の返礼品として提供される食品の表示に係る関係法令遵守について（令和5年12月27日付け納税市第119号）
  - ふるさと納税制度の適正な運用について（令和7年9月26日付け納税市第124号）
  - ふるさと納税に係る指定制度の運用について（令和7年6月24日付け総税市第74号）及び同Q & A（令和7年6月23日付け総税市第73号）
- 返礼品として採用されるためには、これら基準の全てに適合する必要があります。

（参考：総務省関係資料）[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/furusato/archive/](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/archive/)